

「がん撲滅応援団」入団要領

第1条（趣旨）

本要領は、「がん撲滅応援団」（以下、「応援団」とする）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（概要）

メディポリス国際陽子線治療センター（以下、「メディポリス」とする）の理念に賛同し、「メディポリスのがん撲滅活動（予防/早期発見/治療）および患者 QOL（Quality of Life, 生活の質）向上を目指した活動を積極的に応援する」という意思を表明した個人・企業・団体等を応援団として登録する。

第3条（対象）

申込書を提出した入団希望者を対象とする。但し、入団希望者の本来の業務または申込事項が次の各号の一に該当する場合は登録しないものとする。

- (1) 法令等に抵触するものまたはそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治性または宗教性がある場合
- (4) その他、一般社団法人メディポリス医学研究所（以下、社団）が応援団として適当でないと認めた場合

2. 応援団の登録を希望する個人・企業・団体は、ホームページ内の申込フォームより申込む又は、別紙申込書に氏名、住所及び連絡先等を記入、企業・団体等にあっては、事業所・団体名、代表者名、担当者名（部署/役職）、住所及び電話番号等を記入の上、E-mail、ファクシミリまたは郵送にて申し込むものとする。

第4条（登録等）

応援団申込書の受付、登録並びに登録変更等に関わる事務は、社団において行う。

2. 応援団は、登録した情報に変更がある場合、速やかに電話、E-mail またはファクシミリにて社団に届け出るものとする。
3. 登録費・年会費は無料とする。
4. 登録に有効期限は設けないものとする。

第5条（登録の取り消し）

事業内容が第3条に規定する要件を満たしていない場合、申込内容に虚偽の記載がある場合など、応援団としてふさわしくない行為があった場合は、社団内にて協議の

上、登録を取り消すことができるものとする。

第6条（退会）

「がん撲滅応援団」に入団した応援団員（応援団員）が自己都合等により応援団を退会する場合は、E-mail、ファクシミリまたは郵送にて社団に届け出ることによって退会することができる。また、所在の確認及び連絡が取れない応援団員は、社団内にて協議の上、退会させることができるものとする。

2. 退会した場合であっても、第7条の規定は有効とする。

第7条（登録情報の保護・管理）

社団は、入団希望者及び応援団員から提出された情報について、法令に基づき、細心の注意を払い、適正で安全な管理を行うものとする。

第8条（提供）

応援団は、「がん撲滅応援団」ステッカーの提供を受ける。また、要望に応じて次の各号の提供を受けることができる。

- (1) メディポリスのホームページでの応援団紹介
 - (2) メディポリスの SNS（Facebook や Instagram 等）での応援団の紹介
 - (3) メディポリスの最新情報提供（メディポリス通信等）
2. 提供の発送・実施において社団は応援団員より希望を受け取り次第、速やかに対応を行う。

第9条 その他

応援団員の活動に応じて「メディポリスパートナーズ」として認定する。

- (1) メディポリスパートナーズの認定は社団が行う。
 - (2) メディポリスパートナーズへ認定された応援団員には、認定証としてメディポリスパートナーズステッカーを配布する。
2. 社団はがん撲滅応援団の活動を積極的に応援し、かつ社会的に影響力が大きいと判断される個人に対して「がん撲滅応援団長」への就任を依頼することができる。
 - (1) がん撲滅応援団長の設置は任意とし、社団により必要であると判断された場合のみ設置する。
 - (2) がん撲滅応援団長の任期は就任から最長1年とし、再任を妨げない。

(附則)

この要領は、令和4年7月11日から施行する。